大月市サテライトオフィス等設置支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条　この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として国民の意識・行動の変容が見られることを踏まえ、地域経済の発展及び地域の活性化と企業等が取り組むワークライフバランスの充実及び多様な働き方の促進を図るため、企業等が市内に事務所を設置する場合において、賃借料の一部を予算の範囲内で補助する大月市サテライトオフィス等設置支援補助金（以下「補助金」という。）について、大月市補助金等交付規程（昭和43年大月市訓令第３号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 企業等　事業を営む法人（会社法第２条に規定する会社をいう。）及び個人事業者をいう。

(2) 事務所　企業等が専ら自らの事業に係る事務処理業務を行う施設をいう。

(3) コワーキングスペース　事務所スペース、会議室、打ち合わせスペースなどを共有しながら独立した仕事を行うことができる施設をいう。

(補助対象者)

第３条　補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、企業等であって、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(1) 令和３年４月１日以降、大月市オフィスバンク実施要綱（令和３年大月市告示第４０号）に基づき物件登録された市内の事務所と賃貸借契約を締結していること。

 (2) 事務所の設置後、業務を２年以上継続することが見込まれること。

 (3) 開設した事務所において、従業員が３名以上就労していること。

(4) 開設した事務所の転貸借契約を締結していないこと。ただし、コワーキングスペースとして開設する場合はこの限りではない。

(5) 当該事務所の設置に対し、この補助金とは別に、大月市産業集積促進事業補助金交付要綱（平成28年大月市告示第94号）を除く大月市補助金等交付規程に規定する補助金等の交付決定を受けていないこと。

(6) 大月市及び市外の市区町村を含む法人市民税等を滞納していないこと。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立て（同法第附則第２条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２項に規定する暴力団又はその構成員でないこと。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する事業を行う者に対しては補助金を交付しない。

　(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）に基づく営業の許可又は届出を要する事業

　(2) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業

　(3) その他市長が目的に合致しないと認める事業

　(補助金の額及び対象期間等)

第４条　補助金は、事務所賃借料に対して月額家賃に２分の１を乗じた額とする。ただし、５０,０００円を限度とし、１,０００円未満は切り捨てるものとする。

２　補助金の対象期間は、補助開始月から２４月を限度とする。

３　山梨県産業集積促進助成金又は大月市産業集積促進事業助成金の交付決定を受けた場合、補助金は、事務所賃貸料に対して月額家賃の４分の１を乗じた額とする。ただし、５０，０００円を限度とし、１，０００円未満は切り捨てるものとする。

（補助金交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大月サテライトオフィス等設置支援補助金交付申請書（様式第１号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 当該事務所の賃貸借契約書の写し

(2) 納税証明書

(3) 登記事項証明書（法人の場合に限る）

(4) 会社の定款の写し（法人の場合に限る）

(5) 開業等届出書の写し又はそれに類するもの（個人の場合に限る）

(6) 当該事務所に従事する従事員の勤労条件等を示す雇用契約書、労働条件通知書及び辞令等の写し

(7) 誓約書(別紙)

(8) その他市長が必要と認める書類

(交付額の決定及び通知)

第６条　市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付額を決定し、大月市サテライトオフィス等設置支援補助金交付決定通知書(様式第２号）により申請者に通知する。

(変更申請等)

第７条　前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、第５条の規定による申請の内容を変更または中止しようとするときは、大月市サテライトオフィス等設置支援補助金変更申請書（様式第３号）を速やかに市長に出しなければならない。

２　市長は、前項に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を精査し、適当と認めるときは、大月市サテライトオフィス等設置支援補助金変更決定通知書（様式第４号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第８条　交付決定者は、事業を実施した年度において、当該年度の３月１５日までに、大月市サテライトオフィス等設置支援補助金実績報告書（様式第５号）を市長に報告しなければならない。

 (補助金の額の確定)

第９条　市長は、前条の規定による実績報告があった場合は、速やかに審査し、適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大月市サテライトオフィス等設置支援補助金交付確定通知書（様式第６号）により、交付決定者に通知するものとする。

　（補助金の請求及び交付）

第10条　前条の交付確定通知書を受けた交付決定者は、大月市サテライトオフィス等設置支援補助金交付請求書（様式第７号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事務所の賃借料に係る領収書又は支払いを証明する書類の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

２　市長は、前項の請求書の提出があったときは、内容を審査の上、補助金の交付を行うものとする。

　（補助金の概算払い）

第11条　交付決定者が補助金の概算払いを受けようとするときは、６月、９月及び１２月の各月末までに、大月市サテライトオフィス等設置支援補助金概算払請求書（様式第８号）に前条第1項に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（翌年度以降の交付申請等）

第12条　交付決定者が、第６条の交付決定を受けた年度を越えて引き続き補助金を受けようとするときは、第４条第２項に定める期間の範囲内で、毎年４月末日までに、大月市サテライトオフィス等設置支援補助金交付申請書（継続）（様式第１号の２）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事務所の賃貸借契約書の写し

(2) 納税証明書

(3) 当該事務所に従事する従事者の勤労条件等を示す雇用契約書、労働条件通知書及び辞令等の写し

(4) 誓約書(別紙)

(5) その他市長が必要と認める書類

２　前項の交付決定の手続きについては、第６条の規定を準用する。

（助成金の取消し）

第13条　市長は、交付決定者が次の各号にいずれかに該当すると認められる場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

　(1) 交付決定者が、法令、この要綱又は市長の指示に違反した場合

　(2) 交付決定者が、当該補助金を事務所の運営に係る経費以外の用途に使用した場合

　(3) 交付決定後に生じた事情等により、事務所の運営が継続できなくなった場合

２　前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

３　市長は、第１項及び第２項の規定による取消しをした場合は、大月市サテライトオフィス等設置支援補助金交付取消通知書（様式第９号）により当該取り消した者に通知するものとする。

　（補助金の返還）

第14条　市長は前条の規定により補助金の交付を取り消したときは、既に交付されている補助金の返還を命ずるものとする。

２　前項の規定により既に交付された補助金の返還を命じられた者は、速やかに市長にこれを返還しなければならない。

　（報告又は調査）

第15条　市長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、交付決定者に対し、報告若しくは関係書類の提出を求め、又は実態を調査することができる。

　（契約への関与）

第16条　交付決定者は、大月市オフィスバンク実施要領に基づき物件登録された市内の事務所との賃貸借契約並びに賃貸借契約期間中及び期間満了後における手続等は、自ら所有者と解決することとし、市長は、これに関与しないものとする。

 (その他)

第17条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

　(施行期日)

第１条　この告示は、令和３年４月１日から施行する。

　(この要綱の失効)

第２条　この告示は、令和５年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第６条に規定する交付決定された補助金については、同日後もなおその効力を有する。

様式第１号（第５条関係）

大月市サテライトオフィス等設置支援補助金交付申請書

　　年　　月　　日

（あて先）

大 月 市 長

本社等所在地

　　　　　　　　　　　　　　企業等の名称　　　　　　　　　　　　　　　　印

代表者氏名

　大月市サテライトオフィス等設置支援補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けたく、同要綱第５条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 事務所の名称 |  |
| 大月市オフィスバンク登録番号 |  |
| 開設年月日（予定） | 　　　　　　　年　　　　　月　　　　日 |
| 当該事務所で行う業務内容 |  |
| 従業員数（予定） |  |
| 賃貸借契約の内容 | 所有者 | 住所 |  |
| 氏名 |  |
| 賃借料（月額） |  |
| 契約期間 |  |
| 交付申請額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　円（内訳　　　　　　　　円×　　　月） |

添付書類

(1) 事務所の賃貸借契約書の写し

(2) 納税証明書

(3) 登記事項証明書の写し（法人の場合に限る）

(4) 会社の定款の写し（法人の場合に限る）

(5) 開業等届出書の写し又はそれに類するもの（個人の場合に限る）

(6) 当該事務所に従事する従事者の勤労条件等を示す雇用契約書、労働条件通知書及び辞令等の写し

(7) 誓約書(別紙)

(8) その他市長が必要と認める書類

様式第１号の２（第１２条関係）

大月市サテライトオフィス等設置支援補助金交付申請書（継続）

　　年　　月　　日

（あて先）

大 月 市 長

本社等所在地

　　　　　　　　　　　　　　企業等の名称　　　　　　　　　　　　　　　　印

代表者氏名

　大月市サテライトオフィス等設置支援補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けたく、同要綱第１２条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 事務所の名称 |  |
| 大月市オフィスバンク登録番号 |  |
| 開設年月日 | 　　　　　　　年　　　　　月　　　　日 |
| 当該事務所で行う業務内容 |  |
| 従業員数 |  |
| 賃貸借契約の内容 | 所有者 | 住所 |  |
| 氏名 |  |
| 賃借料（月額） |  |
| 契約期間 |  |
| 交付申請額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　円（内訳　　　　　　　　円×　　　月） |

添付書類

(1) 事務所の賃貸借契約書の写し

(2) 納税証明書

 (3) 当該事務所に従事する従事者の勤労条件等を示す雇用契約書、労働条件通知書及び辞令等の写し

(4) 誓約書(別紙)

(5) その他市長が必要と認める書類

別紙（第５条及び第１２条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　（あて先）

　大　月　市　長

本社等所在地

　　　　　　　　　　　　　　企業等の名称　　　　　　　　　　　　　　　　印

代表者氏名

大月市サテライトオフィス等設置支援補助金に係る誓約書

大月市サテライトオフィス等設置支援補助金交付要綱第３条に規定する要件に該当することを誓約します。

様式第２号（第６条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大月市指令第　　号

（あて先）

　　　　　　　　　　様

大月市サテライトオフィス等設置支援補助金交付決定通知書

　　年　　月　　日付けで交付申請のあった、大月市サテライトオフィス等設置支援補助金に対し、大月市サテライトオフィス等設置支援補助金交付要綱第６条の規定に基づき、下記のとおり交付する。

　　年　　月　　日

大月市長

１　交付決定額　　　金　　　　　　　　円　（内訳　　　　　　円×　　　　月）

２　交付条件

（1）大月市補助金等交付規程及び大月市サテライトオフィス等設置支援補助金交付要綱等を遵守すること。

（2）その他法令及び市長の指示に違反しないこと。

　（3）この補助金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供しないこと。

（4）補助金を事務所の運営に係る経費以外の用途に使用した又は交付決定後に生じた事情等により事務所の運営が継続できなくなった場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、返還を命ずることがある。

様式第３号（第７条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　（あて先）

　大　月　市　長

本社等所在地

　　　　　　　　　　　　　　企業等の名称　　　　　　　　　　　　　　　　印

代表者氏名

大月市サテライトオフィス等設置支援補助金変更申請書

　　年　　月　　日付け大月市指令第　　号で交付の決定を受けた大月市サテライトオフィス等設置支援補助金について、下記のとおり変更したいので、大月市サテライトオフィス等設置支援補助金交付要綱第７条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 変更理由 |  |
| 賃借料（月額） | 変更前 | 変更後 |
| 　　　　　　　　　　　円 | 　　　　　　　　　　円 |
| 補助金交付決定額 | 既交付額 | 執行見込額 |
| 　　　　　　　　　円（内訳　　　　円＊　　月） | 　　　　　　　　　　円（内訳　　　　円＊　　月）　　　 |
| 概算払交付済額 | 　　　　　　　　　　　　円 |

　※変更の内容について、確認できる書類の写しを添付すること。

様式第４号（第７条関係）

大月市指令第　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

（あて先）

　　　　　　　　　　様

大月市長

大月市サテライトオフィス等設置支援補助金変更決定通知書

　　年　　月　　日付け大月市指令第　　号で交付決定をした大月市サテライトオフィス等設置支援補助金について、大月市サテライトオフィス等設置支援補助金交付要綱第７条第２項の規定に基づき、申請内容を変更することを承認したので通知します。

様式第５号（第８条関係）

　　年　　月　　日

（あて先）

大 月 市 長

本社等所在地

　　　　　　　　　　　　　　企業等の名称　　　　　　　　　　　　　　　　印

代表者氏名

大月市サテライトオフィス等設置支援補助金実績報告書

　　　年　　月　　日付け大月市指令第　　号で交付決定のあった大月市サテライトオフィス等設置支援補助金に係る事業ついて、大月市サテライトオフィス等設置支援補助金交付要綱第８条の規定に基づき報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 事務所の名称 |  |
| 大月市オフィスバンク登録番号 |  |
| 開設期間 | 　　　年　　　　　月　　　　日　～　　　年　　　　　月　　　　日 |
| 当該事務所で行う業務内容 |  |
| 交付決定額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　円 |

様式第６号（第９条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

（あて先）

　　　　　　　　　様

大月市長

大月市サテライトオフィス等設置支援補助金交付確定通知書

　　年　　月　　日付けで実績報告のあった標記補助金について、大月市サテライトオフィス等設置支援補助金交付要綱第９条の規定に基づき、助成金の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

　　　　　　　　　確定額　　　　　　　　　　　　　　円

様式第７号（第１０条関係）

　　年　　月　　日

（あて先）

大 月 市 長

本社等所在地

　　　　　　　　　　　　　　企業等の名称　　　　　　　　　　　　　　　　印

代表者氏名

大月市サテライトオフィス等設置支援補助金交付請求書

　　　　　年　　月　　日付け大月市指令第　　号で交付の決定を受けた、大月市サテライトオフィス等設置支援補助金について、交付されたく、大月市サテライトオフィス等設置支援補助金交付要綱第１０条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

１　交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　既概算交付額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

３　今回交付請求額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

４　振込先

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | 銀行　信用金庫信用組合　農協 |  | 支店 |
| ふりがな |  |
| 口座名義 |  |
| 預金種類 | 普通　・　当座 | 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |

　　５　添付書類

(1) 事務所の賃借料に係る領収書又は支払いを証明する書類の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

様式第８号（第１１条関係）

　　年　　月　　日

（あて先）

大 月 市 長

本社等所在地

　　　　　　　　　　　　　　企業等の名称　　　　　　　　　　　　　　　　印

代表者氏名

大月市サテライトオフィス等設置支援補助金概算払請求書

　　　　　年　　月　　日付け大月市指令第　　号で交付の決定を受けた、大大月市サテライトオフィス等設置支援補助金について、交付されたく、大月市サテライトオフィス等設置支援補助金交付要綱第１１条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

１　交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　既概算交付額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

３　今回交付請求額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

４　振込先

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | 銀行　信用金庫信用組合　農協 |  | 支店 |
| ふりがな |  |
| 口座名義 |  |
| 預金種類 | 普通　・　当座 | 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |

５　添付書類

(1) 事務所の賃借料に係る領収書又は支払いを証明する書類の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

様式第９号（第１３条関係）

大月市指令第　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　（あて先）

　　　　　　　　　様

大月市長

大月市サテライトオフィス等設置支援補助金交付取消通知書

　　年　　月　　日付け大月市指令第　　号で交付の決定を受けた大月市サテライトオフィス等設置支援補助金について、大月市サテライトオフィス等設置支援補助金交付要綱第１３条の規定に基づき、次のとおり交付を取り消しましたので通知します。

１　交付決定を取り消した理由

２　交付済補助金の取扱い